

平成 25 年 8 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社 平賀
代表者名 代表取締役社長 中村 則丈
(J A S D A Q ・ コード 7 8 6 3)
問合せ先
役職・氏名 管理部長 須賀 通雄
電話 0 3 - 3 9 9 1 - 4 5 4 1

訴訟の判決に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 11 月 22 日付「訴訟提起に関するお知らせ」で公表いたしました齊藤紙業株式会社その連帯保証人等に対し、7 億 8329 万 2532 円及びこれに対する支払済みに至るまでの利息及び遅延損害金の支払いを求める訴訟（以下「本訴」）を東京地方裁判所に提起しました。

このうち齊藤紙業株式会社等の一部の相手方に対しては、平成 24 年 3 月 1 日付「訴訟の一部判決に関するお知らせ」で公表のとおり、平成 24 年 2 月 27 日に同裁判所より、当社の請求を認める判決が言い渡されましたが連帯保証人である株式会社ゼロワンについては、その後も訴訟が継続しておりました。

平成 25 年 5 月 7 日付「訴訟の判決に関するお知らせ」で公表のとおり、平成 25 年 4 月 30 日に同裁判所より、株式会社ゼロワンに対する請求についても当社の請求を認める判決が言い渡されましたが、株式会社ゼロワンが、同判決に対して控訴を提起したため、引き続き東京高等裁判所において本訴の審理が継続されておりました。

平成 25 年 8 月 9 日に東京高等裁判所より、株式会社ゼロワンの控訴を棄却する判決（以下「本判決」）が言い渡され、本日確認しお知らせいたします。

記

1. 判決があった裁判所および年月日

東京高等裁判所 平成 25 年 8 月 9 日

2. 訴訟の内容と経緯

(1) 訴訟の内容

① 請求金額

連帯保証債務 3億円及び利息又は遅延損害金

② 請求原因の概要

齊藤紙業株式会社に対し、平成20年10月29日に貸し付けた3億円の連帯保証人への支払請求。

(2) 訴訟の経緯

当社は、齊藤紙業株式会社等に対し、貸金返還請求及び連帯保証債務履行請求を行い、訴訟外での解決を目指してきましたが、齊藤紙業株式会社及び同社の連帯保証人がこれに応じなかったため、同社等に対する訴訟準備を進め、平成 23 年 11 月 22 日付で訴訟を提起し、平成 24 年 2 月 27 日に齊藤紙業株式会社及び連帯保証人株式会社中富士に対して、当社の請求を認める判決が言い渡されました。

しかし、株式会社ゼロワンはこの連帯保証債務の存在を争ったため、その後も訴訟が続いておりました。

平成 25 年 4 月 30 日に東京地方裁判所より、株式会社ゼロワンに対する請求についても当社の請求を認める判決が言い渡されましたが、株式会社ゼロワンが、同判決に対して控訴を提起したため、引き続き東京高等裁判所において本訴の審理が継続されることになりました。

(3) 判決の内容

判決主文は以下のとおりです。

- i 本件控訴を棄却する。
- ii 控訴費用は、控訴人の負担とする。

3. 今後の対応について

株式会社ゼロワンが、本判決に対して不服を申し立てれば、引き続き最高裁判所において本訴の審理が継続される可能性があります。

なお、この訴訟に関する斉藤紙業株式会社への貸付金及び利息又は遅延損害金につきましては、全額引き当て済みであります。

また、本判決によって、当社業績に与える影響は現時点では明らかではありませんが、今後開示すべき事項が発生した場合には速やかに開示致します。

以 上